

自家診療～本人負担分の税務処理

今回は自家診療の本人負担分の税務処理について取り上げてみたいと思います。クリニックを経営している先生であれば、一般の患者さんだけでなく、親族や従業員、取引先の人を診察することもあるかと思いますが、この際、一般の患者さんと同様に自己負担分を窓口で徴収していれば税務上何ら問題はありませんが、通常窓口分は免除してあげるといふことが多いのではないのでしょうか。この場合、「お金は貰っていないのだから、特別何もすることはない」と考えていらっしゃる先生も多いかもしれませんが、実はそうではありません。以下にケースごとの処理をご紹介します。

[1] 家族を診察した場合

(1) 医療法人の場合

診療収入を計上し、役員貸付金（借入金）で処理します。

ちなみに、役員貸付金（借入金）でなく費用処理した場合は、定期同額給与でない役員報酬とみなされ、損金不算入となります。また、その場合には源泉所得税も課されることになります。



(2) 個人事業者の場合

窓口負担分を収入に計上する必要はありません。

ただし、医薬品等の棚卸資産を消費した場合は自家消費相当額を収入に計上し、事業主勘定で処理する必要があります。

自家消費相当額とは一般の患者さんに請求する金額のおおむね70%未満でなく、かつ、仕入価額を下回らない金額をいいます。

[2] 従業員やその家族を診察した場合

診療収入を計上し、福利厚生費で処理します。

ただし、常識的に考えられる診療以上の自家診療を受けた場合は、その従業員に対する給与とみなされる場合があります。

[3] 取引先の人など業務上関連のある人を診察した場合

診療収入を計上し、交際費で処理します。

※医師国保に加入している場合は、各保険組合の規約・規定により保険請求を制限されていますので、保険請求は出来ません。

(一部、地域によって異なります。)



お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp

